

り、有力な知的財産として位置付けられています。

文化庁は、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策を実施しており、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育成、③日本映画フィルムの保存・継承を推進しています（図表7）。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援やアジアにおける日本映画特集上映など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの人材育成を通して、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。特に日本映画の製作支援については、映画による国際文化交流を推進し、我が国の映画振興に資するため、平成23年度からは、国際共同製作による映画製作への支援も行っています。また、これらの活動を促進するため、データベースの整備による日本映画に関する情報提供も進めています。この他、映画及び映画関連資料の収集・保存・活用機能を一体的に強化し、より一層、我が国の映画文化振興を図るため、30年4月に「東京国立近代美術館フィルムセンター」を改組し、我が国唯一の国立映画専門機関「国立映画アーカイブ」が誕生しました。



若手映画作家等の育成撮影風景

図表7 日本映画の振興

多くの人々に支持され親しまれている総合芸術であり、かつ海外への日本文化発信の有効な媒体である日本映画の振興を図る。

日本映画の創造・交流・発信

- ①日本映画製作支援事業
- ②ロケーションに係るデータベースの運営
- ③文化庁映画賞
- ④海外映画祭への出品等支援
- ⑤全国映画会議
- ⑥アジアにおける日本映画特集上映事業
- ⑦「日本映画情報システム」の整備

自律的な創造サイクルの確立

人材育成

若手映画作家等の育成

- ①短編映画作品支援による若手映画作家の育成
- ②映画関係団体等の人材育成事業の支援

映画フィルムの保存・継承

我が国の映画フィルムの保存・継承

国立映画アーカイブ

我が国の存在感を高める日本映画の振興と日本文化の理解の促進

第6節

子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

1 学校における芸術教育の充実

平成30年10月より小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術（音楽・美術・工芸・書道）」等の芸術に関する教育にかかる事務を文部科学省本省か

ら文化庁に移管しました。これにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図ります。

平成29年3月に小学校及び中学校、30年3月に高等学校の学習指導要領を改訂しました。育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力とし、目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示しています。また、各教科、科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒がそれぞれの教科、科目の見方・考え方を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示しています。内容については、目標に対応して三つの柱で整理し、共通事項として表現と鑑賞の学習に共通に必要となる資質・能力を示しています。



文化庁長官による中学校訪問

2 子供たちの文化芸術活動の推進

(1) 文化芸術による子供の育成事業

子供たちが優れた実演芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワークショップに参加し、更にこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、実演芸術に身近に触れる機会を提供する「文化芸術による子供の育成事業」を実施しています。平成30年度は、文化庁が選定した一流の文化芸術団体が小学校・中学校等において実演芸術公演等を実施する巡回公演を1,817公演、学校が独自に選定した個人または少人数の芸術家による実技披露、実技指導等を行う芸術家派遣を2,709か所で実施しました。

(2) 伝統文化親子教室事業

文化庁は、次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を提供する取組を支援しています。平成30年度は3,566団体の活動を採択しました。

また、平成30年度から、子供たちの体験機会の拡充を図るため、地方公共団体による地域の伝統文化・生活文化等を体験する取組を12事業採択し、支援しています。

(3) 文化部活動改革に向けた取組

生徒のバランスの取れた生活や働き方改革の観点から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年12月に策定し、公表しました。

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の文化部活動を主な対象とし、高等学校段階においても、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われていることに留意し、原則的に適用、小学校段階についても休養日や活動時間を適切に設定することとしています。本ガイドラインに基づき、「適切な運営のための体制整備」「適切な休養日等の設定」「学校単位で参加する大会等の見直し」等について、持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めています。

今後、フォローアップ調査などを実施し、本ガイドラインの適用状況を把握するととも

に、本ガイドラインに則った取組が実施されるよう周知徹底を図ります。

(4) 全国高等学校総合文化祭

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深めるため、都道府県、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総合文化祭」(平成30年度は8月7日から8月11日まで長野県で開催)、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」(30年度は8月25日、26日に開催)、「全国高校生伝統文化フェスティバル」(30年度は12月15日、16日に京都府で開催)をそれぞれ毎年開催しています。



第42回全国高等学校総合文化祭総合開会式

図表8 開催部門一覧

開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトンツーリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学等
	全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門のほか、開催県が独自に行う協賛部門を加えて開催されます。

第7節

文化芸術による共生社会の実現

1 障害者等による文化芸術活動の推進

障害のある方々の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

また、国立美術館、国立博物館は、展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす使用者も利用ができるトイレやエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められています。

平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立・施行されたことを受け、同法に基づく基本計画を作成しました。今後はこの計画に基づき、上記をはじめとする障害者による文化芸術活動の推進に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することとしています。

2 アイヌ文化の振興

(1) 国立アイヌ民族博物館

アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、北海道白老町に整備が進められている「民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）」の中核施設のうち、「国立アイヌ民族博物館」の施設整備や開業準備活動を行っています。



我が国の文化政策 14
国立アイヌ民族博物館完成予想図